

新入園児保護者各位

延長保育申請について

早朝及び延長保育を希望される方は、お子さん1名につき1枚『延長保育申請書』が必要となります。申請書に提示されている時間内で、早朝及び延長保育が可能です。

入園が決定しますと、各ご家庭に入園決定通知書が郵送されてきます。入園決定通知書には就労時間で分類した認定（標準認定または短時間認定）の記載があり、この認定が今後、保育園で利用される早朝保育・延長保育の料金基準となります。早朝保育・延長保育料金は、認定により下記のとおりとなります。

標準認定……利用時間 18:00～19:00 1日につき 200 円徴収（上限 3,000 円）

短時間認定…利用時間 7:00～8:00、16:00～18:00 1時間につき 200 円徴収

利用時間 18:00～19:00 1日につき 200 円徴収（上限 3,000 円）

いずれも、利用分を翌月に諸雑費として口座振替で請求します。

尚、延長保育申請が提出されていない方が延長保育を利用されますと、一時預かり扱いとなり、1時間毎に 500 円を請求します。

申請書の時間は必ず守って頂くようお願いをしています。

申請書は、受け渡し時から起算し 7 日以内にご提出頂いた場合は、その期間につきまして猶予期間とし延長保育申請が提出されていたものとみなします。提出がなければ、一時預かり料金をご利用の初日から発生しますので早めの提出をお願いします。別紙、延長保育申請書は就業先の証明を受けた後、入園説明会の受付で保育園へ提出してください。延長保育料金発生時間及び料金は下表のとおりとなりますので、宜しくお願いします。

《延長保育料発生時間及び料金》

【保育短時間】

7:00	8:00	16:00	18:00	19:00
早朝保育 200 円/1H	保育料のみで利用可能な保育時間(8時間)		延長保育 200 円/1H	延長保育 200 円

【保育標準時間】

7:00	8:00	16:00	18:00	19:00
保育料のみで利用可能な保育時間(11時間)				延長保育 200 円

□ : 申請のみ必要 □ : 申請と利用料が必要

<注意事項>

※万が一お迎えの時間を守って頂けない場合は、申請を取り下げる場合があります。

※兄弟のいるご家庭は、園児 1 名につき 1 枚の申請書が必要です。

※産前産後（出産月＋出産月前 3 か月＋出産月後 2 か月：計 6 か月）及び、育児休暇を取得される場合の延長保育につきまして、ご不明な点ははぐみの森保育園園長までお問合せ下さい。TEL : 0574-60-0893